

山ノ内まちづくり観光局デジタルサイネージ有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人山ノ内まちづくり観光局（以下「観光局」という。）が設置するデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 掲載する広告の規格は、別表第1のとおりとする。

(掲載場所等)

第3条 広告の掲載場所及び機器は、別表第2のとおりとする。

(掲載禁止の事項)

第4条 次の各号に掲げる情報をサイネージに掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反する情報又はそのおそれがある情報
- (2) 公序良俗に反する情報又はそのおそれがある情報
- (3) 事実確認ができていない情報
- (4) 人権侵害や差別を助長することとなる情報又はそのおそれのある情報
- (5) 観光局の信用を損なうおそれがある情報
- (6) 個人、団体等を誹謗中傷する内容を含む情報
- (7) 政治活動、宗教活動、選挙運動等を行う内容の情報
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適当でないと理事長が認める情報

(掲載料等)

第5条 掲載料等は、別表第3のとおりとする。

(掲載申請)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、山ノ内まちづくり観光局デジタルサイネージ有料広告掲載申請書（様式第1号）及び広告データを理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は前項の申請があったときは、掲載内容について審査のうえ掲載の可否を決定するものとする。

(掲載料の請求)

第7条 理事長は、掲載が開始されてから1か月以内に、広告主に対して掲載料の請求を行うものとする。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、掲載期間中に広告掲載の取下げを行う場合は、山ノ内まちづくり観光局デジタルサイネージ有料広告掲載取下げ届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による届出を受けた場合、掲載した広告掲載を廃止する。なお、広告掲載を廃止する場合において、既納の掲載料は、広告主に返還しないものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定取り消し又は掲載中の広告について削除若しくは中断することができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が掲載料を支払わなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主が広告内容等の変更の求めに応じなかった場合

2 理事長は、前項の規定により広告を取り消し又は掲載中の広告について削除若しくは中断した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。また、既納の掲載料は、広告主に返還しないものとする。

(掲載料の返還)

第10条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は、広告主は掲載料の返還を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、広告掲載期間中に広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなくなった場合は、広告主は掲載決定期間の残りの日数に応じ、掲載料の返還を求めることができる。

3 広告掲載期間中、次の各号に掲げる理由によりデジタルサイネージの運用を中断(連続して5日以上の場合は除く)した場合の掲載料は返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守、修繕又は工事を行う場合
- (2) 停電、天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第11条 広告及び広告主が指定した内容並びにその他広告掲載に関するすべての内容について、広告主が一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決を図らなければならない。

4 広告主は、第6条第2項により決定を受けたデジタルサイネージの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 別	ファイル形式	時 間	アスペクト比	ファイルサイズ
静止画広告	JPEG 又は PNG 形式	—	16 : 9 縦 2,160px 以内 横 3,840px 以内	1 ファイルあたり 300MB 以下
動 画 広 告	MP4 形式	30 秒 又は 60 秒		

別表第2（第3条関係）

N o	設置場所	画面サイズ	設置向き	広告最小 表示サイズ
1	エキナカ山ノ内（湯田中駅構内）	50 型	横置き	25 型
2	道の駅北信州やまのうち	65 型	横置き	32 型
3	スノーモンキーパークバス待合所	55 型	横置き	27 型
4	山ノ内インフォメーションセンター	55 型	縦置き	31 型

別表第3（第5条関係）

年間広告掲載料	短期広告掲載料
1 年を限度として長期に掲載する場合で、次に掲げる額とする。	最長 1 月を限度として短期に掲載する場合で、次に掲げる額とする。
掲載枠	掲載枠
(1) 静止画広告 15 秒の掲載時間を 1 日当たり少なくとも 40 回掲載する場合	(1) 静止画広告 15 秒の掲載時間を 1 日当たり少なくとも 40 回掲載する場合
(2) 動画広告 30 秒の掲載時間を 1 日当たり少なくとも 20 回掲載する場合	(2) 動画広告 30 秒の掲載時間を 1 日当たり少なくとも 20 回掲載する場合
(3) 動画広告 60 秒の掲載時間を 1 日当たり少なくとも 10 回掲載する場合	(3) 動画広告 60 秒の掲載時間を 1 日当たり少なくとも 10 回掲載する場合
※いずれも 1 日当たり少なくとも 10 分間掲載する場合	※いずれも 1 日当たり少なくとも 10 分間掲載する場合
8 万円	3 万円
賛助会員価格	賛助会員価格
5 万円	1 万円